

# 甚目寺南中いじめ防止基本方針

令和7年4月改訂

あま市立甚目寺南中学校

はじめに

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、未来を担う社会の宝です。子どもが心身ともに健やかに成長することは、社会全体の願いであり、学校の最も重要な使命のひとつです。しかし、いじめはその健やかな成長を妨げ、子どもの尊厳を深く傷つけ、将来への希望をも奪う深刻な人権侵害です。私たちは、いじめのない学校づくりに全力で取り組む必要があります。

いじめは、どの学校、どのクラスでも起こりうるものです。どの生徒も、被害者にも加害者にも、また傍観者にもなり得ます。この認識に立ち、**「いじめは人として決して許されない行為である」**という共通理解を持つことが重要です。いじめに加担する行為や、見て見ぬふりをすることもまた、いじめと同じく深刻な問題です。いじめを受けている生徒の立場に立った対応を行い、一人ひとりの変化や発する小さなサインに敏感に気づけるよう、教職員一同が危機意識と温かなまなざしを持ち続けます。

いじめの防止と早期対応のためには、学校だけでなく、家庭や地域社会、関係機関が一体となり、それぞれの立場で責任を果たすことが不可欠です。私たちは、この基本方針のもと、地域とともに、いじめのない安心できる学校づくりを進めてまいります。

あま市立甚目寺南中学校

# 目 次

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1

- 1 いじめの定義
- 2 甚目寺南中いじめ防止基本方針策定の目的

## 第2章 いじめの防止等のために甚南中が実施する施策・・・・・・・・・・ 2～5

- 1 甚目寺南中いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 2 甚目寺南中いじめ問題専門委員会の設置
- 3 教育委員会の取組
  - (1) いじめの防止・早期発見に関すること
  - (2) いじめの対応に関すること
  - (3) 学校評価、学校運営改善の実施
- 4 その他の事項

## 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・・・・ 6～8

- 1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方
- 2 学校の組織づくりに向けて
- 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて
  - (1) いじめの防止
  - (2) 早期発見
  - (3) いじめに対する措置

## 第4章 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～13

- 1 重大事態の発生と調査
  - (1) 重大事態の意味
  - (2) 重大事態の報告
  - (3) 調査の趣旨及び調査主体
  - (4) 調査を行うための組織
  - (5) 事実関係を明確にするための調査の実施
    - ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合
    - イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合
  - (6) その他留意事項
  - (7) 調査結果の提供及び報告
    - ア いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供
    - イ 調査結果の報告
- 2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
  - (1) 再調査
  - (2) 再調査を行う機関の設置
  - (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条にあるように、「いじめ」とは、「等に対して、当該等が在籍する学校に在籍している等当該等と一定の人的関係にある他の等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

### 2 甚目寺南中いじめ防止基本方針策定の目的

甚目寺南中いじめ防止基本方針は上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

## 第2章 いじめの防止等のために甚南中が実施する施策

学校は、甚南中いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに必要な措置を講ずる。具体的には、いじめの防止等のための、

- ・ あま市教育委員会を子どもの健全育成に関わる機関、諸団体等との連携強化
- ・ 教職員の資質の向上
- ・ 学校と家庭、地域が地域ぐるみで対応する体制構築等の推進

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報情報の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

### 1 いじめ（・不登校）対策委員会の設置

いじめの防止等に関する職員の共通理解、早期発見、組織としての対応を図るため、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

### 2 生徒指導部会の設置

学校におけるいじめの対策を実効的に行うための専門部会として、生徒指導部会を設置する。

この専門部会は、校長、教頭、教務主任、校務主任、養護教諭および学年生徒指導担当を構成員とし、生徒指導主事がそのファシリテーターにあたる。また、必要に応じスクールソーシャルワーカーおよびスクールカウンセラー等を会議に参加させることができる。

### 3 学校の取組

#### (1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ いじめの防止に資する活動であって、生徒が自主的に行うものに対する支援、生徒及びその保護者並びに教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

ウ 生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、「あまっ子宣言」の啓発に努める。

エ いじめの早期発見のため、生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

オ 生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（教育相談の実施・カウンセラー体制の整備等）を整備する。

カ 教職員に対し、教職員向け手引き等を活用した研修、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

キ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

## (2) いじめの対応に関すること

### ア いじめに対する措置

学校は、あま市教育委員会に報告をし、必要に応じて、学校に対し必要な支援、若しくは必要な措置を講じ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

あま市教育委員会は、いじめを行った生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む）の規定に基づき当該生徒の出席停止を命ずるとともに保護者を含め厳重な注意を与えることができる。さらに、いじめを受けた生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

### イ 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

いじめが起きた場合には、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、加害生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## (3) 学校評価、学校運営改善の実施

### ア 学校評価、教員評価の留意点

いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

### イ 学校運営改善の支援

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営を改善する。

保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

## 4 その他の事項

学校は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、「甚南中いじめ防止基本方針」の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、学校は学校基本方針およびいじめ防止基本方針について、公表する。

### 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、法第22条に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ・不登校対策委員会」という。）を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

#### 1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

各学校は、国および県および市の基本方針を参酌し、本校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「甚南中いじめ防止基本方針」として定める。策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページなどで公開することで、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずる。

「甚南中いじめ防止基本方針」には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、生徒指導体制の確立、校内研修の充実などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

また、甚南中いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

- (1) 甚南中いじめ防止基本方針を策定するにあたっては、検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画が、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となる。
- (2) 生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、「甚南中いじめ防止基本方針」の策定に際し、生徒の意見を取り入れる等、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- (3) より実効性の高い取組を実施するため、「甚南中いじめ防止基本方針」が当該学校の実情に即して適切に機能しているか生徒指導部会を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記する。

#### 2 学校の組織づくりに向けて

学校は、校長をはじめ複数の教職員等によって構成される生徒指導部会を組織する。生徒指導部会は複数の教職員、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員および警察経験者など外部専門家の参加を求める。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

「生徒指導部会」の役割は、具体的には、

- ・ 甚南中いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割などが考えられる。また、当該組織は、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCA サイクルで検証を担う役割が期待される。

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

#### (1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組計画等を具体的に盛り込む。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう情報収集を確実に行う。いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的な取組を盛り込む。あわせて、学校はいじめ防止一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査（**調査回答用紙は生徒自筆のものとし、原本又は原本をPDF等電子データ化したものを学校で卒業後3年間保管する**）や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

さらにインターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

#### (3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合、又はいじめの疑いがあると思われる場合には、速やかにいじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援、及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。また、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒、その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。

さらに、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた生徒を徹底して守り通すとともに、事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。いじめが「解消している」状態に至った場合でも、**その後3か月間は**、特に当該いじめの関係生徒を日常的に注意深く観察するなど再発防止に努める。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。



なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態の発生と調査（法第28条）

#### いじめ防止対策推進法 第二十八条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### （1）重大事態の意味

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

同条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえて対策する必要がある。学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

#### （2）重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

### (3) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた生徒又は保護者が望む場合には、同条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、同条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る（例えばアンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。

### (4) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにいじめ問題専門委員会を招集し、これが調査に当たる。

### (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

#### ア いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査にあたっては、教職員向け手引きを参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応にあたる必要がある。

## イ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（自殺の背景調査における留意事項）

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月子供の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査にあたり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うにあたり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、あま市いじめ問題対策連絡協議会の会長が、専門委員会の委員又は事案に応じて適任と思われる委員を選出し、委員として充てることができる。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、設置者の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

## **(6) その他留意事項**

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、同条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

## **(7) 調査結果の提供及び報告**

### **ア いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供**

学校又は教育委員会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供にあたっては、学校又は教育委員会は、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

### **イ 調査結果の報告**

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

## **2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置**

### **(1) 再調査**

上記(7)ーイの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

### **(2) 再調査を行う機関の設置**

再調査を実施する機関については、条例により甚南中いじめ問題調査委員会を設置する。当該委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や大学教授、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

### **（３）再調査の結果を踏まえた措置等**

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。